

(別紙1) 提供先一覧

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
厚生労働大臣	番号法第19条第7号 別表第二の1項	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人市民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者等)のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
全国健康保険協会	番号法第19条第7号 別表第二の2項	健康保険法による保険給付の支給に係る事務であって主務省令で定めるもの	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人市民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者等)のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
健康保険組合	番号法第19条第7号 別表第二の3項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人市民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者等)のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
厚生労働大臣	番号法第19条第7号 別表第二の4項	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人市民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者等)のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
全国健康保険協会	番号法第19条第7号 別表第二の6項	船員保険法による保険給付又は平成19年法律第30号附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人市民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者等)のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
都道府県知事	番号法第19条第7号 別表第二の8項	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人市民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者等)のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
都道府県知事	番号法第19条第7号 別表第二の9項	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人市民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者等)のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
市町村長	番号法第19条第7号 別表第二の11項	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人市民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者等)のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
都道府県知事 又は市町村長	番号法第19条第7号 別表第二の16項	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人市民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者等)のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
市町村長	番号法第19条第7号 別表第二の18項	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人市民税の納税義務者のうち個人番号を有する者、特別徴収を行う給与支払者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
都道府県知事	番号法第19条第7号 別表第二の23項	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人市民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者等)のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
都道府県知事等	番号法第19条第7号 別表第二の26項	生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人市民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者等)のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
市町村長	番号法第19条第7号 別表第二の27項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人市民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者等)のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
都道府県知事	番号法第19条第7号 別表第二の28項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人市民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者等)のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
厚生労働大臣 又は共済組合等	番号法第19条第7号 別表第二の29項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人市民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者等)のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
公営住宅法第2条第16号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第7号 別表第二の31項	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人市民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者等)のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
日本私立学校振興・共済事業団	番号法第19条第7号 別表第二の34項	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人市民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者等)のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
厚生労働大臣 又は共済組合等	番号法第19条第7号 別表第二の35項	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人市民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者等)のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
文部科学大臣又は都道府県教育委員会	番号法第19条第7号 別表第二の37項	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人市民税の納税義務者のうち個人番号を有する者、特別徴収を行う給与支払者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
国家公務員共済組合	番号法第19条第7号 別表第二の39項	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人市民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者等)のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
国家公務員共済組合連合会	番号法第19条第7号 別表第二の40項	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人市民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者等)のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
市町村長又は国民健康保険組合	番号法第19条第7号 別表第二の42項	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人市民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者等)のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
厚生労働大臣	番号法第19条第7号 別表第二の48項	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人市民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者等)のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
住宅地区改良法第2条第2項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第7号 別表第二の54項	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人市民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者等)のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
都道府県知事等	番号法第19条第7号 別表第二の57項	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人市民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者等)のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
地方公務員共済組合	番号法第19条第7号 別表第二の58項	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人市民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者等)のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	番号法第19条第7号 別表第二の59項	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人市民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者等)のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
都道府県知事	番号法第19条第7号 別表第二の63項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人市民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者等)のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
都道府県知事 又は市町村長	番号法第19条第7号 別表第二の64項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人市民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者等)のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
都道府県知事等	番号法第19条第7号 別表第二の65項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人市民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者等)のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
厚生労働大臣 又は都道府県知事	番号法第19条第7号 別表第二の66項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人市民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者等)のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
都道府県知事等	番号法第19条第7号 別表第二の67項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人市民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者等)のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
市町村長	番号法第19条第7号 別表第二の70項	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人市民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者等)のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
厚生労働大臣 又は都道府県知事	番号法第19条第7号 別表第二の71項	雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人市民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者等)のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
市町村長(児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む。)	番号法第19条第7号 別表第二の74項	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人市民税の納税義務者のうち個人番号を有する者、特別徴収を行う給与支払者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
後期高齢者医療広域連合	番号法第19条第7号 別表第二の80項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人市民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者等)のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
厚生労働大臣	番号法第19条第7号 別表第二の84項	昭和60年法律第34号附則第87条第2項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人市民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者等)のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第18条第2項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第7号 別表第二の85項の2	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人市民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者等)のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
都道府県知事等	番号法第19条第7号 別表第二の87項	中国残留邦人等支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人市民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者等)のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
厚生労働大臣	番号法第19条第7号 別表第二の91項	平成8年法律第82号附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人市民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者等)のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
平成8年法律第82号附則第32条第2項に規定する存続組合又は平成8年法律第82号附則第48条第1項に規定する指定基金	番号法第19条第7号 別表第二の92項	平成8年法律第82号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人市民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者等)のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
市町村長	番号法第19条第7号 別表第二の94項	介護保険法による保険給付の支給、実施地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人市民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者等)のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
都道府県知事又は保健所を設置する市の長	番号法第19条第7号 別表第二の97項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人市民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者等)のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
厚生労働大臣	番号法第19条第7号 別表第二の101項	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人市民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者等)のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
農林漁業団体職員共済組合	番号法第19条第7号 別表第二の102項	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付(同法附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。)若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人市民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者等)のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
独立行政法人 農業者年金基金	番号法第19条第7号 別表第二の103項	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第6条第1項第1号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成13年法律第39号による改正前の農業者年金基金法若しくは成2年法律第21号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人市民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者等)のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
独立行政法人 日本学生支援機構	番号法第19条第7号 別表第二の106項	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人市民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者等)のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
厚生労働大臣	番号法第19条第7号 別表第二の107項	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人市民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者等)のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
都道府県知事 又は市町村長	番号法第19条第7号 別表第二の108項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人市民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者等)のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	番号法第19条第7号 別表第二の113項	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人市民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者等)のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
厚生労働大臣	番号法第19条第7号 別表第二の114項	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人市民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者等)のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
平成23年法律第56号附則第23条第1項第3号に規定する 存続共済会	番号法第19条第7号 別表第二の115項	平成23年法律第56号による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人市民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者等)のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
市町村長	番号法第19条第7号 別表第二の116項	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人市民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者等)のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
厚生労働大臣	番号法第19条第7号 別表第二の117項	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人市民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者等)のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
都道府県知事	番号法第19条第7号 別表第二の119項	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人市民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者等)のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
特別徴収義務者・企業	番号法第19条第1号	特徴税額決定情報を特別徴収義務者が把握するため	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人市民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者等)のうち、個人番号を有する者	紙	5月以降に随時
国税庁長官	番号法第19条第8号	国税庁が所得税の課税を適切に行うため	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人市民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者等)のうち、個人番号を有する者	紙	7月以降に随時
教育委員会事務局 学校教育課	羽島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(番号法第19条第7号 別表第二の116項に基づく利用)	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	個人住民税関係情報	1万人未満	個人市民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者等)のうち、個人番号を有する者	電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)、紙	随時
教育委員会事務局 学校教育課	羽島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	羽島市保育の必要性認定基準に関する条例による子どものための教育・保育給付の支援又は子ども・子育て支援法及び児童福祉法による地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	個人住民税関係情報	1万人未満	該当児童の世帯員	庁内連携システム、紙	随時